

【船舶の安全確保】

日本船舶については、船舶の構造・設備・機関等が技術基準に適合していることを確認するための検査を実施しています。また、安全を確保するための運航管理や乗組員の労働環境について、船舶・旅客ターミナル等に立ち入り監査を実施するとともに、海運会社に対し、運輸安全マネジメント評価を行うなど、ハード・ソフトの両面から船舶運航の安全確保を図っています。



【船舶の測度】

総トン数20トン以上の船舶に対しては、船舶法に基づき登録を行い、日本国籍を証する船舶国籍証書を交付しています。船舶の大きさを表す重要な指標として海事法令に広く用いられている総トン数については、船舶測度官が船舶を計測（測度）し、これをもとに算定しています。



【外国船舶の監督(Port State Control:PSC)】

日本に入港する外国船舶については、安全性を確認し、海難事故や海洋汚染を未然に防ぐための検査を抜き打ちで実施しています。船舶の構造、救命・航海設備及び船員の資格・労働条件等が国際条約に適合していなければ、是正措置を勧告又は命令して欠陥を是正させます。



優秀な船員を安定的に確保することは、海事産業の発展のために不可欠な要素です。そのためには教育・育成・就職を積極的に進めるとともに、離職した船員が再度船員として活躍できる場を紹介する必要があります。また、船員を魅力ある職業とするための安全かつ適正な労働環境の整備が必要です。

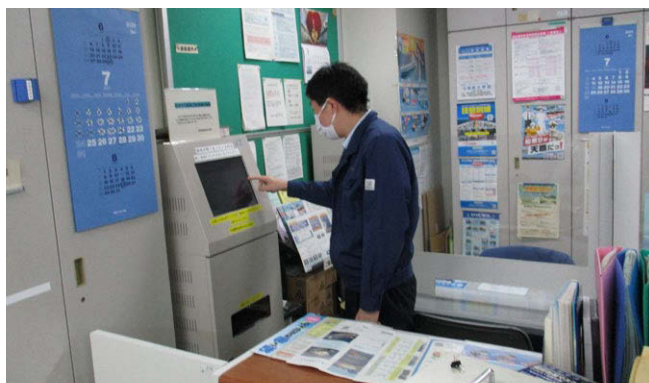
【めざせ!海技者セミナー、次世代船員(小中高生対象)の確保育成】



著しい高齢化、深刻な船員不足に直面している海運業界の若年船員確保対策の一環として、平成17年度から「めざせ!海技者セミナー」を実施しております。求人者(海運事業者)と求職者(船員希望者)が就職説明・面接を集中的に行える機会として好評を得ています。

また、次世代を担う小中高生を対象としたイベントを、船員教育機関及び各海運業界関係者のご協力により実施しており、少しでも「海」や「船」そして「船員という職業」に興味をもっていただけるよう活動しております。

【船員のハローワーク窓口】



【適正な労働条件の維持確保等のための監査】



【海技資格と小型船舶の安全対策】

船舶の航行の安全を図るため、船舶にはその大きさ(総トン数)や航行区域などに応じ、必要な知識・能力を有する資格者である船長、機関長等の乗船が必要です。また、プレジャーボート等の小型船舶には小型船舶操縦者の乗船が必要です。このため、国家試験を実施し海技免状等を交付しています。船舶交通の輻輳する港で船舶を導く水先人について、試験・免許の交付も行っています。また、小型船舶操縦者には安全を守るため船長の遵守事項(酒酔い・危険操縦の禁止、救命胴衣の着用等)が定められており、小型船舶の安全な利用促進を図るため、関係機関と連携してパトロールや啓蒙活動を実施しています。

近年、マリンレジャーの広がりが見られる一方で海難事故が後を絶たないことから、ユーザーに対し、安全にプレジャーボート等の小型船舶を利用してもらうため、イベントにおける安全啓発活動やパンフレットの作成・配布などにより、安全利用推進に取り組んでいます。

■ 関係機関と連携したパトロール



■ ライフジャケット着用等のパンフレット

